

総合支援資金

- ▶ 失業者世帯等の生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費及び一時的な経費

1. 貸付対象となる資金使途

	資金使途
①生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
②住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 (敷金、礼金、入居の際当初に支払を要する賃料、共益費、管理費、不動産仲手数料、火災保険料、入居保証料など)
③一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

2. 貸付条件

	貸付上限額 (※1)	償還期間	据置期間
①生活支援費	二人以上の世帯： 月額 200,000 円以内 単身世帯： 月額 150,000 円以内	10 年以内	6 ヶ月以内 (送金月の翌月から起算) (※2)
②住宅入居費	400,000 円以内		
③一時生活再建費	600,000 円以内		

○貸付期間(①生活支援資金のみ)：原則 3 ヶ月とし、最大 12 ヶ月以内(延長は 3 ヶ月ごと 3 回)

○連帯保証人：原則 1 名

○貸付利子：無利子(連帯保証人がいない場合は年 1.5%)

3. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	借入申込みにあたっての留意事項同意書	(所定の様式)
	本人確認ができるもの	運転免許証または健康保険証の写し
	世帯全員の住民票	3 ヶ月以内に発行されたもの(※3)
	自立計画書	(所定の様式)
	状況報告書	(所定の様式)
	16 歳以上で就学していない世帯員全員の所得証明書	(※4、※5)
	連帯保証人の所得証明書	前年の所得が確認でき、3 ヶ月以内に発行されたもの(※4)

◀裏面に続く▶

※1 ①生活支援費及び②住宅入居費の貸付月額は 1,000 円単位での設定とする。

※2 ①生活支援費及び②住宅入居費、③一時生活再建費を①生活支援費と同時に借り入れる場合は、①生活支援費の最終送金月の翌月から起算。

※3 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※4 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近 3 ヶ月の給与明細等の写しも添付。

※5 就学していても収入がある者は所得証明書が必要。

☑	書類	備考
	自立相談支援機関の「相談申込が受理された書類」の写し	「相談受付・申込票」に自立相談支援機関の受付印が押印されたものの写し 等 ※借入申込者の「自立に向けた見通し(償還見込み)が立っており、就労支援やその他の支援の必要性が小さい」場合は不要。
失業により申し込む場合		
	失業を証する書類の写し	離職票、雇用保険受給者資格証、退職証明、個人事業の廃業届 等
	失業前の収入を確認できる書類	所得証明書、税務署の受理印がある確定申告書の控え、給与明細の写し 等
世帯収入減により申し込む場合		
	減収前後の世帯収入を証する書類	所得証明書または源泉徴収票、税務署の受理印がある確定申告書の控え、給与明細の写し 等
新規就業に伴う給与支給日までの生活費の借入れを申し込む場合		
	「雇用通知書」の写し	給与支給日及び支給額等雇用条件が記載されたもの
他の公的給付制度または公的貸付制度を利用中や申請中の場合		
	状況がわかる書類	住居確保給付金:「住居確保給付金支給対象者証明書」または「同決定通知」の写し 生活保護:「生活保護申請書」の写し 等
住居確保給付金と併用申請でない場合		
	求職申込み・雇用施策利用状況確認票	(所定の様式)
臨時特例つなぎ資金の借受人である場合		
	貸付金償還方法に係る同意書	(所定の様式)
住宅入居費の借り入れを申し込む場合		
	入居する不動産に関する書類の写し	【住居確保給付金の申請者の場合】 ・不動産仲介業者から交付された「入居住宅に関する状況通知書」の写し ・自立相談支援機関から交付された「住居確保給付金支給対象者証明書」または「同決定通知」の写し 【住居確保給付金の申請者ではない場合】 ・当該不動産賃貸契約書等の写し
一時生活再建費の借り入れを申し込む場合		
	使途見積書	・新たに就業するために必要な支度費、技能習得費等や、生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用、家具什器費用等の借入を申し込む場合
	滞納費用の支払額が確認できる書類の写し	・滞納公共料金等：滞納額が確認できる書類の写し ・滞納家賃：当該不動産賃貸契約書等の写し

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。